

平成18年5月22日

各 位

会社名 三井トラスト・ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 古沢 熙一郎
(コード番号8309 東証第一部)
問合せ先 総務部長 落合 伸二
(TEL. 03-5232-8544)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第5回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成18年5月1日に「会社法」(平成17年7月26日法律第86号)等が施行されたことに伴い、定款で定めることで可能となる以下の事項に関し変更を行うもの。
- ・公告方法(第5条)
 - ・総会の招集地(第23条第2項)
 - ・種類株主総会の基準日(第24条第2項)
 - ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供(第26条)
 - ・取締役会におけるいわゆる書面決議(第37条第2項)
 - ・社外監査役との責任限定契約(第48条)
- (2) 「会社法」の施行に合わせ、設置する機関(第4条)、株券を発行する旨(第7条)及び株主名簿管理人を置く旨(第13条)を明記するもの。
- (3) 「会社法」の施行に合わせ、用語の変更、引用条文の変更等所要の手当てを行うもの。
- (4) その他意義の乏しい規定の削除、社内規定名称変更に伴う文言修正、項立ての追加等を行うもの。

2. 定款変更の内容

別添のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (商号) 当社は、三井トラスト・ホールディングス株式会社と称し、英文では、Mitsui Trust Holdings, Inc. と表示する。	第1条 (商号) (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 <u>(1)銀行、信託銀行、証券専門会社、保険会社</u> その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 <u>(2)その他前号の業務に付帯する業務</u>	第2条 (目的) 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 <u>一 銀行、信託銀行、証券専門会社、保険会社</u> その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 <u>二 その他前号の業務に付帯する業務</u>
第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都港区に置く。	第3条 (本店の所在地) (現行どおり)
(新設)	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>一 取締役会</u> <u>二 監査役</u> <u>三 監査役会</u> <u>四 会計監査人</u>
第4条 (公告の方法) <u>当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。 <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条 (発行する株式の総数) 当社の <u>発行する株式の総数</u> は、4,338,488,686 株とし、その内訳は次のとおりとする。 <u>ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> 普通株式 4,068,332,436 株 第一種優先株式 20,000,000 株 第二種優先株式 93,750,000 株 第三種優先株式 156,406,250 株	第6条 (発行可能株式総数) 当社の <u>発行可能株式総数</u> は、4,338,488,686 株とし、その内訳は次のとおりとする。 普通株式 4,068,332,436 株 第一種優先株式 20,000,000 株 第二種優先株式 93,750,000 株 第三種優先株式 156,406,250 株
(新設)	第7条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
第6条 (自己株式の買受)	第8条 (自己の株式の取得)

当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>
第6条の2（株式の買受および消却） 当社が株式の<u>買受または消却を行うときは、普通株式または各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</u>	第9条（株式の取得および消却） 当社が<u>自己の株式の取得および自己株式の消却を行うときは、普通株式または各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</u>
第7条（1単元の株式の数および単元未満株券の不発行） 当社の<u>1単元の株式の数は、全ての種類の株式につき1,000株とする。</u> 2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）の数を表示した株券については、<u>株式取扱規則に定める場合を除き、発行しない。</u>	第10条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当社の<u>単元株式数は、全ての種類の株式につき1,000株とする。</u> 2 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>
第7条の2（単元未満株式の買増し） 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u>	第11条（単元未満株式の買増し） 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
第8条（基準日） 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2 前項のほか、必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して<u>一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者として行うことができる。</u>	第12条（基準日） 当社は、<u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u>
第9条（名義書換代理人） 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u>	第13条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>
第10条（株式取扱規則） <u>株券の種類および株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取りおよび買増し、株主のなすべき届出、株券の再交付、実質株主通知の受理、その他株式に関する取扱いならびに手数料については、取締役会の定める株</u>	第14条（株式取扱規則） <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>

式取扱規則による。	
第3章 優先株式	第3章 優先株式
第11条（優先配当金） 当社は、第44条に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録質権者（以下優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録質権者（以下普通登録質権者という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の利益配当金（以下優先配当金という。）を支払う。ただし、当該営業年度において第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 第一種優先株式 1株につき 40円 第二種優先株式 1株につき 14円40銭 第三種優先株式 1株につき 20円 2 ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 3 第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式について、優先株主または優先登録質権者に対しては第1項に定める優先配当金の額を超えて配当はしない。	第15条（優先配当金） 当社は、第52条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日により、第16条に定める優先中間配当金の全部または一部および第52条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。 第一種優先株式 1株につき 40円 第二種優先株式 1株につき 14円40銭 第三種優先株式 1株につき 20円 2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 3 第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式について、優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。
第12条（優先中間配当金） 当社は、第45条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき前条第1項に定める優先配当金の額の2分の1（以下優先中間配当金という。）を支払う。	第16条（優先中間配当金） 当社は、第53条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1相当額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前にこれと同じ事業年度中に設けられた基準日により、第52条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。
第13条（残余財産の分配） 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき1,600円を支払う。 2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録質権者に対しては残余財産の分配はしない。	第17条（残余財産の分配） 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき1,600円を支払う。 2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。
第14条（優先株式の消却） 当社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。 2 前項に基づく株式の消却は、各種の優先株式の	（削除）

<u>うち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</u>	
第15条（議決権） 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の<u>とき</u>より、優先配当金を受ける旨の決議ある<u>とき</u>までは議決権を有する。	第18条（議決権） 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は第15条第1項の定めによる<u>優先配当金（以下本条において同じ。）</u>を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の<u>時</u>より、優先配当金を受ける旨の決議ある<u>時</u>までは議決権を有する。
第16条（株式の併合または分割、新株引受権等） 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。 2 当社は、優先株主には新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。	第19条（株式の併合または分割、募集株式の割当て等） 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。 2 当社は、優先株主には<u>募集株式の割当てを受ける権利および募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、優先株主には株式無償割当ておよび新株予約権無償割当てを行わない。</u>
第17条（普通株式への転換） 優先株主は、完全子会社となる会社における商法第365条の規定による株主総会の決議で定める転換を請求し<u>うべき</u>期間中、当該決議で定める転換価額（以下転換価額という。）およびその他の転換の条件で<u>優先株式の普通株式への転換を請求</u>することができる。	第20条（普通株式への転換） 優先株主は、<u>中央三井信託銀行株式会社における旧商法第365条の規定に基づく株式移転による完全親会社設立に関する臨時株主総会の決議で定める転換を請求し得べき</u>期間中、当該決議で定める転換価額（以下「<u>転換価額</u>」という。）およびその他の<u>取得の条件で、当社が優先株式を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求</u>することができる。
第18条（普通株式への一斉転換） 転換を請求しうべき期間中に転換請求のなかった第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下一斉転換日という。）をもって、1,600円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。<u>ただし、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が400円を下回るときは、1,600円を400円で除して得られる数の普通株式となる。</u> 2 前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u>	第21条（普通株式への一斉転換） 転換を請求し得べき期間中に前条に基づく取得請求のなかった第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「<u>一斉転換日</u>」という。）をもって取得し、<u>これと引換えに、1,600円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。</u>ただし、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が400円を下回るときは、1,600円を400円で除して得られる数の普通株式を交付する。 2 前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条の規定によりこれを取扱う。</u>
第19条（優先順位） 当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位	第22条（優先順位） 当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、第52条第2項による剰余

は、同順位とする。	<u>金の配当に際し行った優先配当および残余財産の支払順位は、同順位とする。</u>
第4章 株主総会	第4章 株主総会
第20条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎<u>営業年度終了後</u>、3月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある<u>ごと</u>に招集する。	第23条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎<u>事業年度終了後</u>、3月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある<u>とき</u>に<u>随時これを招集する。</u> 2 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。
（新設）	第24条（株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 2 定時株主総会の目的である事項について、会社法第322条第1項の定めによりある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が効力発生の要件であるときは、当該種類株主総会の議決権の基準日は、当該定時株主総会の基準日と同一日とする。
第21条（議長） 株主総会の議長には社長があたる。社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、ほかの取締役がその任にあたる。	第25条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長が招集する。<u>社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、ほかの取締役が招集する。</u> 2 株主総会の議長には社長があたる。社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、ほかの取締役がその任にあたる。
（新設）	第26条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第22条（決議方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の3分の2以上をもって決する。	第27条（決議方法） 株主総会の決議は、法令または<u>本定款</u>に別段の定めのある場合を除くほか、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって決する。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。
第23条（議決権の代理行使） 株主は、当該株主総会において当会社の議決権を<u>有する株主</u>を代理人として議決権を行使することができる。<u>この場合には、株主または代理人</u>	第28条（議決権の代理行使） 株主は、当該株主総会において当会社の議決権を<u>行使することができる株主</u>を代理人として議決権を行使することができる。

は、代理権を証する書面を、当該株主総会ごとに当会社に提出するものとする。	2 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第24条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。	第29条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。
第25条（種類株主総会） 第21条、第23条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。	第30条（種類株主総会） 第23条第2項、第25条、第27条、第28条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。
第5章 取締役および取締役会	第5章 取締役および取締役会
第26条（取締役の数） 当会社には取締役10名以内を置く。	第31条（取締役の数） (現行どおり)
第27条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第32条（取締役の選任および解任） 取締役は、株主総会において選任し、または解任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 3 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第28条（取締役の任期） 取締役の任期は、就任後1年内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。増員のため、または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了のときまでとする。	第33条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
第29条（代表取締役） 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから、当会社を代表する取締役若干名を選任する。	第34条（代表取締役） 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定する。
第30条（会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役） 取締役会は、その決議をもって、代表取締役のうちから社長1名を選任し、必要あるときは、取締役のうちから、会長1名および副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。 会長は、取締役会を掌る。 社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。 副社長は、社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長にさしつかえあるときは、順位にしたが	第35条（会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役） 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名および副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。 一 会長は、取締役会を掌る。 二 社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。 三 副社長は、社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長にさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。

い、その職務を代行する。 専務取締役は、社長、副社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長ともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。 常務取締役は、社長、副社長、専務取締役を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長、専務取締役とともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。	四 専務取締役は、社長、副社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長ともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。 五 常務取締役は、社長、副社長、専務取締役を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長、専務取締役とともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。
第31条（取締役会） 取締役会は、会長が招集、その議長となる。 会長を選任しないとき、または会長にさしつかえあるときは、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役が順位にしたがい、その職務を代行する。 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前に招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開くことができる。	第36条（取締役会の招集） 取締役会は、会長が招集し、その議長となる。 2 会長を選定しないとき、または会長にさしつかえあるときは、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役が順位にしたがい、その職務を代行する。 3 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。
第32条（決議方法） 取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	第37条（決議方法） 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2 取締役が取締役会決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が当該提案に異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第33条（議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。	第38条（議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
第34条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	第39条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第6章 監査役および監査役会	第6章 監査役および監査役会
第35条（監査役の数） 当会社には監査役6名以内を置く。	第40条（監査役の数） （現行どおり）
第36条（監査役の選任） 監査役は、株主総会において選任する。	第41条（監査役の選任および解任） 監査役は、株主総会において選任し、または解

監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して</u>、その議決権の過半数をもって行う。	任する。 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 監査役の解任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>
第37条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべきとき</u>までとする。	第42条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u>までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。
第38条（常勤監査役） <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u>	第43条（常勤監査役） <u>監査役会は、その決議をもって、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。</u>
第39条（監査役会） 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 監査役会を招集するには、各監査役に対して、会日の3日前に招集通知を発する。 ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに監査役会を<u>開く</u>ことができる。	第44条（監査役会の招集） 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 2 監査役会を招集するには、各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。 ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 3 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに監査役会を<u>開催する</u>ことができる。
第40条（決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定め<u>のある</u>場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第45条（決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定め<u>がある</u>場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
第41条（議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。	第46条（議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印<u>または電子署名</u>する。
第42条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会<u>規則</u>による。	第47条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会<u>規程</u>による。
（新設）	第48条（社外監査役との責任限定契約） <u>当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>
（新設）	第7章 会計監査人

(新設)	<u>第49条（会計監査人の選任）</u> <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新設)	<u>第50条（会計監査人の任期）</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。</u>
第7章 計 算	第8章 計 算
<u>第43条（営業年度および決算）</u> 当社の <u>営業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算は毎営業年度末に行う。	<u>第51条（事業年度）</u> 当社の <u>事業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
<u>第44条（利益配当）</u> 当社の <u>利益配当金</u> は、毎年3月31日の <u>最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u>	<u>第52条（剰余金の配当の基準日）</u> 当社の <u>剰余金の配当の基準日</u> は、毎年3月31日とする。 <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<u>第45条（中間配当）</u> 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し <u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配</u> （以下中間配当という。）をすることができる。	<u>第53条（中間配当）</u> 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し <u>会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当</u> （以下「中間配当」という。）をすることができる。
<u>第46条（優先株式および転換社債の転換と配当）</u> <u>優先株式および転換社債の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u>	(削除)
<u>第47条（利益配当金等の除斥期間）</u> <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から5年を経過したときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u>	<u>第54条（配当の除斥期間）</u> <u>配当財産は、その交付開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその交付義務を免れる。</u>